

市内の市有施設や商業施設などに設置しています

ウクライナの避難民を支援する募金を受け付け

市は、ウクライナから本市に避難する避難民への支援と、避難民を数多く受け入れているポーランドのポズナン市とチェコのプルゼニ市への支援のため、募金箱を設置しています。

設置場所は、市役所 1 階や各支所、高崎アリーナ、高崎芸術劇場などの市有施設や、高崎駅周辺の商業施設などです。支援へのご協力をお願いします。

問い合わせは、文化課（☎ 321-1201）へ。

ウクライナから本市への避難民への支援

ウクライナから本市へ避難する人がいた場合、市営住宅の提供や、食料品・衣料品の提供などの支援を行います。支援には、集まった募金を活用。避難民の受け入れがなかった場合は、日本赤十字社のウクライナ人道危機救援金に寄付します。

プルゼニ市とポズナン市への支援

ウクライナからの避難民を数多く受け入れている、



市役所は 1 階総合案内に設置

プルゼニ市とポズナン市への支援も行います。プルゼニ市は、1990 年から交流を続けている姉妹都市です。ポズナン市は、東京 2020 オリンピックで本市がホストタウンを務めたことから、スポーツや文化、産業などの分野で交流が続いています。今回、ポズナン市からの要請を受け、プルゼニ市と併せて支援を決定。集まった募金を両市に寄付します。

76.2 5月から番組をリニューアル 高崎の旬な情報はラジオ高崎で

ラジオ高崎（周波数 76.2MHz）は、5月に番組改編を行いました。開局 25 周年を迎えた今年も、高崎の旬な話題や市民生活に関わる話題を楽しく迅速にお届けします。主な番組改編は以下のとおりです。どの番組もお聞き逃しなく。詳しくは、ラジオ高崎のホームページ（右記）で確認できます。



問い合わせは、ラジオ高崎（☎ 322-5555）へ。

◆日曜日の新番組「SESSIONS」

日曜日、午後 10 時 30 分～午前 0 時

毎月、著名な作家や俳優、芸術家などが高崎市内を散策。見つけたことや感じたことなどを、さまざまな視点から語り合い、高崎の新しい魅力を探ります。

◆日本語がテーマの新番組「高倉啓輔の響く日本語」

月曜日、午後 2 時 30 分～2 時 35 分

国語専門の塾講師・高倉啓輔さんが、日本語を深掘りし、言葉の面白さを伝えます。読解力や論理的な考え方などが楽しく身に付く 5 分間の番組です。

◆屋の新番組「LUV × CUL」

水・木曜日、正午～午後 2 時

本県出身の落語家・立川がじらさんや、高崎発のプロシンガー・KIE Anderson さんらをゲストに、芸術や文化、音楽、スポーツなどの話題を楽しくお届けします。高崎のイベント情報なども紹介。高崎オーパ3階ラジオ高崎メディアスタジオから、ラジオと高崎オーパ壁面の大型スクリーンの同時生放送でお送りします。



立川がじらさん



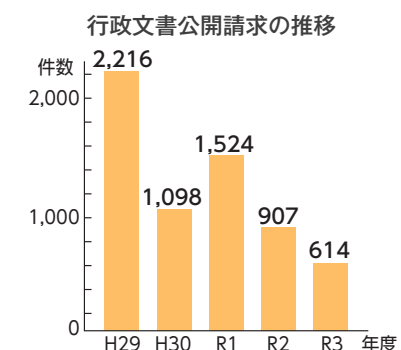
KIE Andersonさん

令和3年度の実績を報告します 行政文書公開請求と個人情報開示請求

いずれも、問い合わせは市民生活課（☎321-1230）へ。

行政文書公開請求

行政文書公開は、高崎市情報公開条例に基づき、市が保有している行政文書（文書・図面など）を請求により公開する制度です。請求は誰でもできます。



令和3年度の請求は、614件でした。内容は、都市・建設関係359件、上下水道関係33件、議会・選挙関

係1件、契約・財務・税務関係63件、保健・衛生関係53件、地域・自治関係28件、環境関係16件、福祉関係11件、教育・文化関係35件、産業・観光関係9件、その他6件でした。

公開区分は、全部公開が228件、部分公開が342件、非公開が6件、請求文書の不存在が25件、取り下げが14件、請求拒否が2件でした。

個人情報開示請求

個人情報の開示請求は、高崎市個人情報保護条例に基づき、個人情報を管理する市の実施機関に、自分の個人情報の開示を求めることができる制度です。

令和3年度の請求は、160件でした。開示区分は、全部開示が111件、部分開示が35件、個人情報の不存在が20件、取り下げが1件でした。

1件の請求に対し、公開区分が複数になることがあるため、請求と公開区分の合計件数は一致しません

屋上・壁面の緑化と生け垣の設置に補助 緑を増やす取り組みを応援します

市は、建物の屋上やベランダ、壁面などを緑化スペースとして活用したり、生け垣を作ったりする場合の、工事費用の一部を補助しています。屋上や壁面などに緑を増やすことで、気温の上昇を和らげ、過ごしやすい生活環境をつくるためのものです。事前に補助金が受けられるかどうかを相談してください。

申し込みは、施工前に市役所 10 階公園緑地課にある申請書に記入し、必要な物を持って同課（☎ 321-1272）へ。申請書は、市ホームページからダウンロードもできます。

屋上や壁面の緑化

●対象＝次の①～⑤の全てに当てはまる建築物①屋上やベランダ、壁面に新たに緑化する面積が3㎡以上②都市計画区域内の用途地域内にある③建築基準法やその他の法令などに適合し、屋上や壁面の緑化工事に耐えられる（塀や物置などを



除く) ④国や地方公共団体などが所有する公共施設でない⑤販売を目的としていない ●補助金額 屋上緑化＝補助対象となる経費の2分の1に相当する額か、1㎡当たり1万円をかけた額のどちらか少ない方（上限50万円）壁面・ベランダ緑化＝補助対象となる経費の2分の1に相当する額か、1㎡当たり5,000円をかけた額のどちらか少ない方（上限30万円）●必要な物＝案内図、施設設置場所見取り図、見積書（1㎡当たりの単価が分かる物）

生け垣の設置

●対象＝道路に面する部分や隣地との境界に、1mごとに2本以上植栽をした延長5m以上の生け垣 ●補助金額＝生け垣の延長1mにつき2,000円（上限5万円、ブロック塀を取り壊して設置した場合は別途2万円）●必要な物＝案内図、平面計画図

